

令和8年

草加市議会2月定例会議案

草加市



地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により令和8年草加市議会2月定例会を次のとおり招集し、同条第7項の規定により告示する。

令和8年2月10日

草加市長瀬戸百合子

1 期 日 令和8年2月18日

2 場 所 草加市議会議場

議　案　目　次

第 3 号議案	令和 7 年度草加市一般会計補正予算（第 11 号）	別添
第 4 号議案	令和 7 年度草加都市計画事業新田駅西口土地区画整理事業特別会計 補正予算（第 2 号）	別添
第 5 号議案	令和 7 年度草加市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）	別添
第 6 号議案	令和 7 年度草加市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）	別添
第 7 号議案	令和 8 年度草加市一般会計予算	別添
第 8 号議案	令和 8 年度草加都市計画新田西部土地区画整理事業特別会計予算	別添
第 9 号議案	令和 8 年度草加市駐車場事業特別会計予算	別添
第 10 号議案	令和 8 年度草加都市計画事業新田駅西口土地区画整理事業特別会計 予算	別添
第 11 号議案	令和 8 年度草加市国民健康保険特別会計予算	別添
第 12 号議案	令和 8 年度草加市介護保険特別会計予算	別添
第 13 号議案	令和 8 年度草加市後期高齢者医療特別会計予算	別添
第 14 号議案	令和 8 年度草加市水道事業会計予算	別添
第 15 号議案	令和 8 年度草加市立病院事業会計予算	別添
第 16 号議案	令和 8 年度草加市公共下水道事業会計予算	別添
第 17 号議案	草加市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について	1
第 18 号議案	職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の制定につ いて	9
第 19 号議案	市長の給与の特例に関する条例の制定について	35
第 20 号議案	草加市開発・建築関係手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定 について	39
第 21 号議案	草加市保育園設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定につ いて	45
第 22 号議案	草加市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	51
第 23 号議案	草加市下水道条例の一部を改正する条例の制定について	73
第 24 号議案	草加市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について	79
第 25 号議案	教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	85

第17号議案

草加市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について

草加市行政手続条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和8年2月18日提出

草加市長瀬戸百合子

提 案 理 由

行政手続法の一部改正に鑑み、聴聞等の通知に係る公示の方法を見直す必要を認めた。
これがこの条例案を提出する理由である。

草加市行政手続条例の一部を改正する条例

草加市行政手続条例（平成10年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第15条第3項中「その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の1項を加える。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第16条第1項中「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に改める。

第22条第3項中「第15条第3項」及び「同条第3項」の次に「及び第4項」を加え、「、「掲示を始めた日から2週間を経過したとき」を「、同項中「とき」に改め、「掲示を始めた日から2週間を経過した」を削り、「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第29条中「及び第16条」を「及び第4項並びに第16条」に、「「同項第3号」を「同条第4項中「第1項第3号」に、「同条第3号」を「第28条第3号」に、「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に、「第15条第3項後段」を「第15条第4項後段」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年5月21日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第15条第3項及び第4項（改正後の第29条において準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

参考資料

草加市行政手続条例の一部を改正する条例の新旧対照表

旧	新
(聴聞の通知の方式)	(聴聞の通知の方式)
第15条 条文略	第15条 条文略
2 条文略	2 条文略
3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、 <u>その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</u>	3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、 <u>公示の方法</u> によって行うことができる。
	4 <u>前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したもののが閲覧することができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合に</u>

(代理人)

第16条 前条第1項の通知を受けた者（同条第3項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。

2 条文略

（ ）

4 条文略

（続行期日の指定）

第22条 条文略

2 条文略

3 第15条第3項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「掲示を始めた日から2週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日から2週間を経過したとき（同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあっては、掲示を始めた日の翌日）」と読み替えるものとする。

（聴聞に関する手続の準用）

第29条 第15条第3項及び第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、「同項第3号及び第4号」とあるのは「同条第3号」と、第16条第1項中「前条第1項」と

おいては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

(代理人)

第16条 前条第1項の通知を受けた者（同条第4項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。

2 条文略

（ ）

4 条文略

（続行期日の指定）

第22条 条文略

2 条文略

3 第15条第3項及び第4項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項及び第4項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、同項中「とき」とあるのは「とき（同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあっては、当該措置を開始した日の翌日）」と読み替えるものとする。

（聴聞に関する手続の準用）

第29条 第15条第3項及び第4項並びに第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、「同条第4項中「第1項第3号及び第4号」」とあるのは「第28条第3号」と、第16条第1項中「前条第1項」と

あるのは「第28条」と、「同条第3項後段」とあるのは「第29条において準用する第15条第3項後段」と読み替えるものとする。

6条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「同条第4項後段」とあるのは「第29条において準用する第15条第4項後段」と読み替えるものとする。

第18号議案

職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和8年2月18日提出

草加市長 瀬戸百合子

提 案 理 由

小学校就学の始期に達するまでの子どもを養育する職員の仕事と育児の両立を支援するため、育児短時間勤務に係る規定の整備を行う必要を認めた。

これがこの条例案を提出する理由である。

職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第1条 職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第5条第2項」の次に「（育児休業法第12条及び第19条第6項において準用する場合を含む。）」を、「第8条」の次に「、第10条第1項及び第2項（育児休業法第11条第2項において準用する場合を含む。）、第17条、第18条第3項」を加える。

第6条を第5条の4とし、同条の次に次の1条を加える。

（育児短時間勤務をすることのできない職員）

第6条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 草加市職員の配偶者同行休業に関する条例第9条第1項又は育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員
- (2) 定年条例第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員
- (3) 定年条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第7条の5を第7条の6とし、第7条の2から第7条の4までを1条ずつ繰り下げる。

第7条第2項中「（平成16年条例第36号）」を削り、同条を第7条の2とする。

第6条の2中「勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。次条において同じ。）」を「次に掲げる職員」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員
- (2) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。次条において同じ。）

第6条の2を第7条とし、第6条の次に次の7条を加える。

（育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間

勤務をとることができる特別の事情)

第6条の2 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

- (1) 育児短時間勤務（育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第3条第1号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。
- (2) 育児短時間勤務をしている職員が、第6条の5第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第3条第2号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。
- (3) 育児短時間勤務をしている職員が休職又は停職の処分を受けたことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該休職又は停職の期間が終了したこと。
- (4) 育児短時間勤務をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該育児短時間勤務に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。
- (5) 育児短時間勤務の承認が、第6条の5第2号に掲げる事由に該当したことにより取り消されたこと。
- (6) 育児短時間勤務（この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものと除く。）の終了後、3月以上の期間を経過したこと（当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について規則で定める計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）。
- (7) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

と。

(育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態)

第6条の3 育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態は、草加市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成16年条例第36号）第3条第2項の規定の適用を受ける職員について、次に掲げる勤務の形態（育児休業法第10条第1項第1号から第4号までに掲げる勤務の形態を除き、勤務日が引き続き規則で定める日数を超えないものに限る。）とする。

- (1) 4週間ごとの期間につき8日以上を週休日とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分となるように勤務すること。
- (2) 4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合の日を週休日とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分となるように勤務すること。

(育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求手続)

第6条の4 育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求は、規則で定める請求書により、育児短時間勤務を始めようとする日又はその期間の末日の翌日の1月前までに行うものとする。

(育児短時間勤務の承認の取消事由)

第6条の5 育児休業法第12条において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- (1) 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務に係る子以外の子に係る育児短時間勤務を承認しようとするとき。
- (2) 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務の内容と異なる内容の育児短時間勤務を承認しようとするとき。

(育児休業法第17条の条例で定めるやむを得ない事情)

第6条の6 育児休業法第17条の条例で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。

- (1) 過員を生ずること。
- (2) 当該育児短時間勤務に伴い任用されている短時間勤務職員（育児休業法第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員をいう。以下同

じ。) を短時間勤務職員として引き続き任用しておくことができないこと。

(育児短時間勤務の例による短時間勤務に係る職員への通知)

第6条の7 任命権者は、育児休業法第17条の規定による短時間勤務をさせる場合

又は当該短時間勤務が終了した場合には、職員に対し、書面によりその旨を通知しなければならない。

(育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の任用に係る任期の更新)

第6条の8 第5条の2の規定は、短時間勤務職員の任期の更新について準用する。

(草加市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第2条 草加市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成16年条例第36号）

の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「前2項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「1週間当たり」を「4週間を超えない期間につき1週間当たり」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の1週間当たりの勤務時間は、前項の規定にかかわらず、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容（同条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあっては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。）に従い、任命権者が定める。

3 地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり31時間までの範囲内で任命権者が定める。

第3条第1項ただし書中「定年前再任用短時間勤務職員」を「育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、任期付短時間勤務職員及び定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第4条第1項ただし書中「定年前再任用短時間勤務職員については、これらの日」を「育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、任期付短時間勤務職員及び定年前再任用短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 任命権者は、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要のある職員については、前項の規定にかかわらず、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日（育児短時間勤務職員等にあっては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、任期付短時間勤務職員及び定年前再任用短時間勤務職員にあっては8日以上）の週休日を別に定めるものとする。ただし、職務の特殊性又は勤務公署の特殊の必要（育児短時間勤務職員等にあっては、当該育児短時間勤務等の内容）により、4週間ごとの期間につき8日（育児短時間勤務職員等、任期付短時間勤務職員及び定年前再任用短時間勤務職員にあっては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあっては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設けるときは、この限りでない。

第5条第2項及び第13条第1項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」を「育児短時間勤務職員等、任期付短時間勤務職員及び定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

（職員の給与に関する条例の一部改正）

第3条 職員の給与に関する条例（昭和29年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第4条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（初任給、昇格、昇給等の基準）」を付し、同条第9項中「第2条第2項」を「第2条第4項」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第4条の2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下この条において「育児休業法」という。）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の給料月額は、第3条第1項及び第4項並びに前条第1項及び第4項の規定

にかかわらず、これらの規定による当該育児短時間勤務職員等の給料月額に、草加市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項の規定により定められた勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

2 育児休業法第18条第1項の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の給料月額は、第3条第1項及び第4項並びに前条第1項及び第4項の規定にかかわらず、これらの規定による当該任期付短時間勤務職員の給料月額に、草加市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項の規定により定められた勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第9条の3第2項第2号中「及び定年前再任用短時間勤務職員」を「、育児短時間勤務職員等、任期付短時間勤務職員及び定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第12条第2項中「定年前再任用短時間勤務職員」を「育児短時間勤務職員等、任期付短時間勤務職員及び定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第16条中「定年前再任用短時間勤務職員」を「育児短時間勤務職員等、任期付短時間勤務職員及び定年前再任用短時間勤務職員」に、「、草加市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第2条第1項」を「、同項」に、「同条第2項」を「同条第2項から第4項まで」に改める。

第22条の2の見出し中「定年前再任用短時間勤務職員」を「任期付短時間勤務職員及び定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「定年前再任用短時間勤務職員」を「次の各号のいずれかに該当する職員」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 任期付短時間勤務職員

(2) 定年前再任用短時間勤務職員

(草加市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第4条 草加市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和46年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第10条の見出し中「定年前再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、同条中「第2条第2項」を「第2条第4項」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。）及び同法第18条第1項の規定により採用された職員について準用する。この場合において、前項中「第2条第4項」とあるのは、「第2条第2項及び第3項」と読み替えるものとする。

（現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第5条 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和37年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第3条の2の見出し中「定年前再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、同条中「地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された現業職員で同法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を「次の各号のいずれかに該当する現業職員」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された現業職員で同法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの
- (2) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項に規定する短時間勤務の職を占める現業職員

第4条の2中「（平成3年法律第110号）」を削る。

（草加市水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第6条 草加市水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第18条の見出し中「定年前再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、同条中「地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員で同法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を「次の各号のいずれかに該当する職員」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員で同法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの

(2) 地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員

(草加市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第7条 草加市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成14年条例第47号）の一部を次のように改正する。

第21条の見出し中「定年前再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、同条中「地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員で同法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を「次の各号のいずれかに該当する職員」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員で同法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの
- (2) 地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

参考資料

職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の新旧対照表

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

旧	新
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条並びに第19条第1項から第3項まで及び第5項の規定に基づき、並びに育児休業法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項（育児休業法第12条及び第19条第6項において準用する場合を含む。）、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項（育児休業法第11条第2項において準用する場合を含む。）、第17条、第18条第3項並びに第19条第1項から第3項まで及び第5項の規定に基づき、並びに育児休業法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)</p> <p><u>第6条</u> 条文略</p>	<p>(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)</p> <p><u>第5条の4</u> 条文略</p> <p>（育児短時間勤務をすることのできない職員）</p> <p><u>第6条</u> 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 草加市職員の配偶者同行休業に関する条例第9条第1項又は育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員</p>

(2) 定年条例第4条第1項又は第2項の規定により引き続いで勤務している職員

(3) 定年条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

（育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情）

第6条の2 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 育児短時間勤務（育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第3条第1号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

(2) 育児短時間勤務をしている職員が、第6条の5第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第3条第2号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

(3) 育児短時間勤務をしている職員が休職又は停職の処分を受けたことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該休職又は停職の期間が終了したこと。

(4) 育児短時間勤務をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該育児短時間勤務に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児短時間勤務の承認

が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。

(5) 育児短時間勤務の承認が、第6条の5第2号に掲げる事由に該当したことにより取り消されたこと。

(6) 育児短時間勤務（この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものと除く。）の終了後、3月以上の期間を経過したこと（当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について規則で定める計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）。

(7) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じることとなつたこと。

（育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態）

第6条の3 育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態は、草加市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成16年条例第36号）第3条第2項の規定の適用を受ける職員について、次に掲げる勤務の形態（育児休業法第10条第1項第1号から第4号までに掲げる勤務の形態を除き、勤務日が引き続き規則で定める日数を超えないものに限る。）とする。

(1) 4週間ごとの期間につき8日以上を週休日とし、当該期間に

つき 1週間当たりの勤務時間が 19 時間 25 分、19 時間 35 分、23 時間 15 分又は 24 時間 35 分となるように勤務すること。

(2) 4週間を超えない期間につき 1週間当たり 1日以上の割合の日を週休日とし、当該期間につき 1週間当たりの勤務時間が 19 時間 25 分、19 時間 35 分、23 時間 15 分又は 24 時間 35 分となるように勤務すること。

(育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求手続)

第 6 条の 4 育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求は、規則で定める請求書により、育児短時間勤務を始めようとする日又はその期間の末日の翌日の 1 月前までに行うものとする。

(育児短時間勤務の承認の取消事由)

第 6 条の 5 育児休業法第 12 条において準用する育児休業法第 5 条第 2 項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

(1) 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務に係る子以外の子に係る育児短時間勤務を承認しようとするとき。

(2) 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務の内容と異なる内容の育児短時間勤務を承認しようとするとき。

(育児休業法第 17 条の条例で定めるやむを得ない事情)

第 6 条の 6 育児休業法第 17 条の条例で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 過員を生ずること。

(2) 当該育児短時間勤務に伴い任用されている短時間勤務職員

(部分休業をすることができない職員)

第6条の2 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。次条において同じ。）とする。

(第1号部分休業の承認)

第7条 条文略

2 草加市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成16年条例第36号）第15条第2項第8号の規定による特別休暇又

（育児休業法第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員をいう。以下同じ。）を短時間勤務職員として引き続き任用しておくことができないこと。

（育児短時間勤務の例による短時間勤務に係る職員への通知）

第6条の7 任命権者は、育児休業法第17条の規定による短時間勤務をさせる場合又は当該短時間勤務が終了した場合には、職員に対し、書面によりその旨を通知しなければならない。

（育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の任用に係る任期の更新）

第6条の8 第5条の2の規定は、短時間勤務職員の任期の更新について準用する。

(部分休業をすることができない職員)

第7条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員

(2) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。次条において同じ。）

(第1号部分休業の承認)

第7条の2 条文略

2 草加市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第15条第2項第8号の規定による特別休暇又は同条例第16条の2第1

は同条例第16条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する第1号部分休業の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 条文略

（第2号部分休業の承認）

第7条の2 条文略

（ ）

（育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情）

第7条の5 条文略

項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する第1号部分休業の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 条文略

（第2号部分休業の承認）

第7条の3 条文略

（ ）

（育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情）

第7条の6 条文略

（草加市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正）

旧	新
<p>（1週間の勤務時間）</p> <p>第2条 条文略</p>	<p>（1週間の勤務時間）</p> <p>第2条 条文略</p> <p>2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の1週間当たりの勤務時間は、前項の規定にかかわらず、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容（同条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあっては、同条の規定によりすることとなった短</p>

2 地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員で同法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、前項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。

3 任命権者は、職務の特殊性又は勤務公署の特殊の必要により、前2項に規定する勤務時間を超えて勤務することを必要とする職員の勤務時間については、規則で定めることができる。

（勤務時間の割り振り）

第3条 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、定年前再任用短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。）に従い、任命権者が定める。

3 地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり31時間までの範囲内で任命権者が定める。

4 地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員で同法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。

5 任命権者は、職務の特殊性又は勤務公署の特殊の必要により、前各項に規定する勤務時間を超えて勤務することを必要とする職員の勤務時間については、規則で定めることができる。

（勤務時間の割り振り）

第3条 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、任期付短時間勤務職員及び定年前再任用短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

2 条文略

(週休日)

第4条 日曜日及び土曜日は、勤務時間を割り振らない日（以下「週休日」という。）とする。ただし、任命権者は、定年前再任用短時間勤務職員については、これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において、週休日を設けることができる。

2 任命権者は、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要のある職員については、前項の規定にかかわらず、週休日を別に定めることができる。この場合において、規則の定めるところにより、4週間につき8日（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、8日以上）の週休日を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は勤務公署の特殊の必要により、4週間につき8日（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、規則の定めるところにより、4週間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日を設けるときは、この限りでない。

2 条文略

(週休日)

第4条 日曜日及び土曜日は、勤務時間を割り振らない日（以下「週休日」という。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、任期付短時間勤務職員及び定年前再任用短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において、週休日を設けることができる。

2 任命権者は、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要のある職員については、前項の規定にかかわらず、規則の定めるところにより、4週間にごとの期間につき8日（育児短時間勤務職員等にあっては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、任期付短時間勤務職員及び定年前再任用短時間勤務職員にあっては8日以上）の週休日を別に定めるものとする。ただし、職務の特殊性又は勤務公署の特殊の必要（育児短時間勤務職員等にあっては、当該育児短時間勤務等の内容）により、4週間にごとの期間につき8日（育児短時間勤務職員等、任期付短時間勤務職員及び定年前再任用短時間勤務職員にあっては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、規則の定めるところにより、4週間に超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあっては、4週間に超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設けるときは、

(週休日の振替等)

第5条 条文略

2 任命権者は、定年前再任用短時間勤務職員に前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要があるときは、前項の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、週休日の振替等を行うことができる。

(年次有給休暇)

第13条 条文略

(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、20日を超えない範囲内で規則で定める日数）

(2) 条文略

(3) 条文略

2 条文略

3 条文略

この限りでない。

(週休日の振替等)

第5条 条文略

2 任命権者は、育児短時間勤務職員等、任期付短時間勤務職員及び定年前再任用短時間勤務職員に前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要があるときは、前項の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、週休日の振替等を行うことができる。

(年次有給休暇)

第13条 条文略

(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日（育児短時間勤務職員等、任期付短時間勤務職員及び定年前再任用短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、20日を超えない範囲内で規則で定める日数）

(2) 条文略

(3) 条文略

2 条文略

3 条文略

(職員の給与に関する条例の一部改正)

旧	新
<u>(初任給、昇格、昇給等の基準)</u>	<u>(初任給、昇格、昇給等の基準)</u>
第4条 条文略	第4条 条文略
2 条文略	2 条文略

8 条文略

9 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員で法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、前条第4項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、草加市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成16年条例第36号)第2条第2項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

8 条文略

9 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員で法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、前条第4項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、草加市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成16年条例第36号)第2条第4項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第4条の2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律

第110号。以下この条において「育児休業法」という。)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員(育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)の給料月額は、第3条第1項及び第4項並びに前条第1項及び第4項の規定にかかわらず、これらの規定による当該育児短時間勤務職員等の給料月額に、草加市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項の規定により定められた勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

2 育児休業法第18条第1項の規定により採用された職員(以下

「任期付短時間勤務職員」という。) の給料月額は、第3条第1項及び第4項並びに前条第1項及び第4項の規定にかかわらず、これらの規定による当該任期付短時間勤務職員の給料月額に、草加市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項の規定により定められた勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(通勤手当)

第9条の3 条文略

2 条文略

(1) 条文略

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（第10条第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員及び定年前再任用短時間勤務職員（支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員に限る。）にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

ア 条文略

（ ）

ヌ 条文略

(3) 条文略

3 条文略

（ ）

6 条文略

(時間外勤務手当)

(通勤手当)

第9条の3 条文略

2 条文略

(1) 条文略

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（第10条第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員、育児短時間勤務職員等、任期付短時間勤務職員及び定年前再任用短時間勤務職員（支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員に限る。）にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

ア 条文略

（ ）

ヌ 条文略

(3) 条文略

3 条文略

（ ）

6 条文略

(時間外勤務手当)

第12条 条文略

2 定年前再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

3 条文略

()

6 条文略

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第16条 第12条、第14条、第15条、次条及び第17条の2に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を草加市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第2条第1項に規定する勤務時間に52を乗じた時間から同項に規定する勤務時間に5で除して得た時間に規則で定める日の数を乗じたものを減じたもので除して得た額（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、草加市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第2条第1項に規定する勤務時間を同条第2項の規定により定められたその者の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額）とする。
(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)

30

第12条 条文略

2 育児短時間勤務職員等、任期付短時間勤務職員及び定年前再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

3 条文略

()

6 条文略

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第16条 第12条、第14条、第15条、次条及び第17条の2に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を草加市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第2条第1項に規定する勤務時間に52を乗じた時間から同項に規定する勤務時間に5で除して得た時間に規則で定める日の数を乗じたものを減じたもので除して得た額（育児短時間勤務職員等、任期付短時間勤務職員及び定年前再任用短時間勤務職員にあっては、同項に規定する勤務時間を同条第2項から第4項までの規定により定められたその者の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額）とする。
(任期付短時間勤務職員及び定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)

第22条の2 第7条の2及び第8条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

第22条の2 第7条の2及び第8条の規定は、次の各号のいずれかに該当する職員には適用しない。

- (1) 任期付短時間勤務職員
- (2) 定年前再任用短時間勤務職員

(草加市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

旧	新
<p>(<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>に支給する手当の額)</p> <p>第10条 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員で同法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものが、次に掲げる特殊勤務手当の支給される業務に従事したときに支給する手当の額は、当該規定に定める額に、草加市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成16年条例第36号）<u>第2条第2項</u>の規定により定められたその者の勤務時間を、同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。</p> <p>(1) 条文略 (2) 条文略</p>	<p>(<u>定年前再任用短時間勤務職員等</u>に支給する手当の額)</p> <p>第10条 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員で同法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものが、次に掲げる特殊勤務手当の支給される業務に従事したときに支給する手当の額は、当該規定に定める額に、草加市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成16年条例第36号）<u>第2条第4項</u>の規定により定められたその者の勤務時間を、同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。</p> <p>(1) 条文略 (2) 条文略</p> <p>2 前項の規定は、<u>地方公務員の育児休業等に関する法律</u>（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。）及び同法第</p>

18条第1項の規定により採用された職員について準用する。この場合において、前項中「第2条第4項」とあるのは、「第2条第2項及び第3項」と読み替えるものとする。

(現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

旧	新
<p>(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)</p> <p>第3条の2 前条第1項に規定する扶養手当については、<u>地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された現業職員で同法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものには適用しない。</u></p>	<p>(定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外)</p> <p>第3条の2 前条第1項に規定する扶養手当については、<u>次の各号のいずれかに該当する現業職員</u>には適用しない。</p> <p>(1) <u>地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された現業職員で同法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの</u></p> <p>(2) <u>地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第18条第1項に規定する短時間勤務の職を占める現業職員</u></p> <p>(育児休業の承認を受けた現業職員の給与)</p> <p>第4条の2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条第1項の承認を受けた現業職員には、育児休業をしている期間については、給与を支給しない。ただし、期末手当及び勤勉手当については、この限りでない。</p>
<p>(草加市水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)</p>	

旧	新
<p>(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)</p> <p>第18条 第5条及び第6条の規定は、<u>地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項</u>の規定により採用された職員で<u>同法第22条の4第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占めるものには適用しない。</p>	<p>(定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外)</p> <p>第18条 第5条及び第6条の規定は、<u>次の各号のいずれかに該当する職員</u>には適用しない。</p> <p>(1) <u>地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項</u>の規定により採用された職員で<u>同法第22条の4第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占めるもの</p> <p>(2) <u>地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員</p>

(草加市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

旧	新
<p>(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)</p> <p>第21条 第5条及び第6条の規定は、<u>地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項</u>の規定により採用された職員で<u>同法第22条の4第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占めるものには適用しない。</p>	<p>(定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外)</p> <p>第21条 第5条及び第6条の規定は、<u>次の各号のいずれかに該当する職員</u>には適用しない。</p> <p>(1) <u>地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項</u>の規定により採用された職員で<u>同法第22条の4第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占めるもの</p> <p>(2) <u>地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員</p>

第19号議案

市長の給与の特例に関する条例の制定について

市長の給与の特例に関する条例を次のとおり制定するものとする。

令和8年2月18日提出

草加市長 濱 戸 百合子

提 案 理 由

市の財政状況等に鑑み、市長の給与を減額する必要を認めた。

これがこの条例案を提出する理由である。

市長の給与の特例に関する条例

(市長の給与の特例)

第1条 市長等の給与等に関する条例（昭和44年条例第45号）第3条第1号の規定に
かかわらず、次条に規定する期間に限り、市長の給料は、月額936,000円とする。

(特例の期間)

第2条 前条に規定する給与の特例の期間は、令和8年4月1日から令和8年10月28
日までとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、令和8年10月28日限り、その効力を失う。

第20号議案

草加市開発・建築関係手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

草加市開発・建築関係手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和8年2月18日提出

草加市長 瀬戸百合子

提 案 理 由

マンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部改正により特定行政庁による特例許可申請の審査対象となるマンション及び特例の種類が追加されたことに伴い、当該審査手数料を既存の特例許可に係る審査手数料と同額に設定するとともに、条文の所要の整備を行う必要を認めた。

これがこの条例案を提出する理由である。

草加市開発・建築関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

草加市開発・建築関係手数料徴収条例（平成12年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第1条中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に改める。

第2条第115号中「要除却認定マンション」を「要除却等認定マンション」に、「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に改め、「建築されるマンション」の次に「又は要除却等認定マンションの更新がされるマンション」を、「容積率」の次に「又は各部分の高さ」を加える。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

参考資料

草加市開発・建築関係手数料徴収条例の一部を改正する条例の新旧対照表

旧	新
(趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条の規定により徴収する建築基準法（昭和25年法律第201号）、都市計画法（昭和43年法律第100号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）、 <u>マンションの建替え等の円滑化に関する法律</u> （平成14年法律第78号）、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）及び草加市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例（平成18年条例第23号）に基づく事務の手数料について、必要な事項を定めるものとする。 (手数料を徴収する事務及び額)	(趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条の規定により徴収する建築基準法（昭和25年法律第201号）、都市計画法（昭和43年法律第100号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）、 <u>マンションの再生等の円滑化に関する法律</u> （平成14年法律第78号）、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）及び草加市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例（平成18年条例第23号）に基づく事務の手数料について、必要な事項を定めるものとする。 (手数料を徴収する事務及び額)
第2条 条文略 (1) 条文略 (114) 条文略	第2条 条文略 (1) 条文略 (114) 条文略

(115) 要除却認定マンション (マンションの建替え等の円滑化に関する法律に規定する要除却認定マンションをいう。) の建替えにより新たに建築されるマンションの容積率の特例の許可の申請に対する審査 1 件につき 160,000 円

(115) 要除却等認定マンション (マンションの再生等の円滑化に関する法律に規定する要除却等認定マンションをいう。) の建替えにより新たに建築されるマンション又は要除却等認定マンションの更新がされるマンションの容積率又は各部分の高さの特例の許可の申請に対する審査 1 件につき 160,000 円

第21号議案

草加市保育園設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について

草加市保育園設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和8年2月18日提出

草加市長 瀬戸百合子

提 案 理 由

市内に小規模保育事業所が整備された状況に鑑み、草加市立やはた保育園分園を廃止する必要を認めた。

これがこの条例案を提出する理由である。

草加市保育園設置及び管理条例の一部を改正する条例

草加市保育園設置及び管理条例（昭和62年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第1条中「。以下「法」という。」を削る。

別表草加市立やはた保育園の項を次のように改める。

草加市立やはた保育園	草加市八幡町473番地	100人
------------	-------------	------

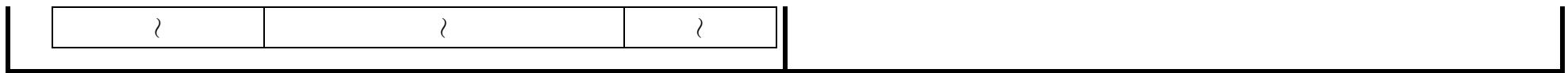
附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

参考資料

草加市保育園設置及び管理条例の一部を改正する条例の新旧対照表

旧	新																								
<p>(設置)</p> <p>第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第35条第3項の規定に基づき、草加市就学前の子どもの教育・保育給付を受ける資格の認定に関する条例（平成26年条例第22号）第2条第2号又は第3号に該当する保育を必要とする小学校就学前子どもに対して保育を実施するため、草加市立保育園（以下「保育園」という。）を設置する。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第3項の規定に基づき、草加市就学前の子どもの教育・保育給付を受ける資格の認定に関する条例（平成26年条例第22号）第2条第2号又は第3号に該当する保育を必要とする小学校就学前子どもに対して保育を実施するため、草加市立保育園（以下「保育園」という。）を設置する。</p>																								
<p>別表（第2条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（ 略 ）</td> <td>（ 略 ）</td> <td>（ 略 ）</td> </tr> <tr> <td>草加市立やはた 保育園</td> <td>草加市八幡町473番地 (分園 草加市八幡町114 8番地 草加市立八幡北小学 校内)</td> <td>120人 (20人)</td> </tr> <tr> <td>（ 略 ）</td> <td>（ 略 ）</td> <td>（ 略 ）</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	定員	（ 略 ）	（ 略 ）	（ 略 ）	草加市立やはた 保育園	草加市八幡町473番地 (分園 草加市八幡町114 8番地 草加市立八幡北小学 校内)	120人 (20人)	（ 略 ）	（ 略 ）	（ 略 ）	<p>別表（第2条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（ 略 ）</td> <td>（ 略 ）</td> <td>（ 略 ）</td> </tr> <tr> <td>草加市立やはた 保育園</td> <td>草加市八幡町473番地</td> <td>100人</td> </tr> <tr> <td>（ 略 ）</td> <td>（ 略 ）</td> <td>（ 略 ）</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	定員	（ 略 ）	（ 略 ）	（ 略 ）	草加市立やはた 保育園	草加市八幡町473番地	100人	（ 略 ）	（ 略 ）	（ 略 ）
名称	位置	定員																							
（ 略 ）	（ 略 ）	（ 略 ）																							
草加市立やはた 保育園	草加市八幡町473番地 (分園 草加市八幡町114 8番地 草加市立八幡北小学 校内)	120人 (20人)																							
（ 略 ）	（ 略 ）	（ 略 ）																							
名称	位置	定員																							
（ 略 ）	（ 略 ）	（ 略 ）																							
草加市立やはた 保育園	草加市八幡町473番地	100人																							
（ 略 ）	（ 略 ）	（ 略 ）																							



第22号議案

草加市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

草加市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和8年2月18日提出

草加市長　瀬戸　百合子

提 案 理 由

地方税法の一部改正に伴い、子ども・子育て支援納付金課税額を新設するとともに、国民健康保険税の負担の公平化、適正化等を図るため、基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額の限度額並びに所得割額及び被保険者均等割額の改定等を行う必要を認めた。

これがこの条例案を提出する理由である。

草加市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

草加市国民健康保険税条例（昭和34年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「及び介護保険法」を「、介護保険法」に改め、「介護納付金」という。」の次に「及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同項に次の1号を加える。

（4）子ども・子育て支援納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（埼玉県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第2条第2項ただし書中「650,000円」を「660,000円」に改め、同条第4項ただし書中「240,000円」を「260,000円」に改め、同条に次の1項を加える。

5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、子ども・子育て支援納付金課税被保険者である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する子ども・子育て支援納付金課税被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。

第3条第1項中「地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）」を「法」に、「100分の7.87」を「100分の8.78」に改める。

第5条中「37,000円」を「45,800円」に改める。

第6条中「100分の2.23」を「100分の2.52」に改める。

第7条中「13,500円」を「16,000円」に改める。

第8条中「100分の2.63」を「100分の2.91」に改める。

第9条中「11,600円」を「14,800円」に改め、同条の次に次の3条を加える。

（子ども・子育て支援納付金課税被保険者に係る所得割額）

第9条の2 第2条第5項の所得割額は、子ども・子育て支援納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の0.30を乗じて算定する。

(子ども・子育て支援納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第9条の3 第2条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1,800円とする。

(子ども・子育て支援納付金課税被保険者に係る18歳以上被保険者均等割額)

第9条の4 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について100円とする。

第21条第1項中「650,000円」を「660,000円」に、「及び同条第4項本文」を「、同条第4項本文」に、「240,000円」を「260,000円」に、「の合算額と」を「及び同条第5項の子ども・子育て支援納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額の合算額と」に改め、同項第1号ア中「25,900円」を「32,060円」に改め、同号イ中「9,450円」を「11,200円」に改め、同号ウ中「8,120円」を「10,360円」に改め、同号に次のように加える。

エ 子ども・子育て支援納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 子ども・子育て支援納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 1,260円

第21条第1項第2号ア中「18,500円」を「22,900円」に改め、同号イ中「6,750円」を「8,000円」に改め、同号ウ中「5,800円」を「7,400円」に改め、同号に次のように加える。

エ 子ども・子育て支援納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 子ども・子育て支援納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 900円

第21条第1項第3号ア中「7,400円」を「9,160円」に改め、同号イ中「2,700円」を「3,200円」に改め、同号ウ中「2,320円」を「2,960円」に改め、同号に次のように加える。

エ 子ども・子育て支援納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 子ども・子育て支援納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 360円

第21条第2項第1号ア中「5,550円」を「6,870円」に改め、同号イ中

「9, 250円」を「11, 450円」に改め、同号ウ中「14, 800円」を「18, 320円」に改め、同号エ中「18, 500円」を「22, 900円」に改め、同項第2号ア中「1, 740円」を「2, 220円」に改め、同号イ中「2, 900円」を「3, 700円」に改め、同号ウ中「4, 640円」を「5, 920円」に改め、同号エ中「5, 800円」を「7, 400円」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

- ア 前項第1号エに規定する金額を減額した世帯 270円
- イ 前項第2号エに規定する金額を減額した世帯 450円
- ウ 前項第3号エに規定する金額を減額した世帯 720円
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 900円

第21条第3項に次の2号を加える。

(7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額
当該出産被保険者につき第9条の2の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乘じて得た額

(8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の3の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乘じて得た額

附則第3項、第4項及び第6項から第13項までの規定中「、第8条」の次に「、第9条の2」を加える。

附則第14項中「平成22年度以降の」の次に「国民健康保険税（第2条第2項から第5項までの所得割額に限る。）に係る」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の草加市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

参考資料

草加市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の新旧対照表

旧	新
(課税額) 第2条 条文略 (1) 基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、埼玉県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び <u>介護保険法</u> （平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）	(課税額) 第2条 条文略 (1) 基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、埼玉県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び <u>介護保険法</u> （平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）及び <u>子ども・子育て支援法</u> （平成24年法律第65号）の規定による <u>子ども・子育て支援納付金</u> （以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）
(2) 条文略	(2) 条文略

(3) 条文略

2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が650,000円を超える場合においては、基礎課税額は、650,000円とする。

3 条文略

4 第1項第3号の後期高齢者支援金等課税額は、後期高齢者支援金等課税被保険者である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する後期高齢者支援金等課税被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が240,000円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、240,000円とする。

(3) 条文略

(4) 子ども・子育て支援納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（埼玉県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が660,000円を超える場合においては、基礎課税額は、660,000円とする。

3 条文略

4 第1項第3号の後期高齢者支援金等課税額は、後期高齢者支援金等課税被保険者である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する後期高齢者支援金等課税被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が260,000円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、260,000円とする。

5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、子ども・子育て支援納付金課税被保険者である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する子ども・子育て支援納付金課税被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につ

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)

第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に100分の7.87を乗じて算定する。

2 条文略

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)

第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について37,000円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第6条 第2条第3項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.23を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第7条 第2条第3項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について13,500円とする。

(後期高齢者支援金等課税被保険者に係る所得割額)

第8条 第2条第4項の所得割額は、後期高齢者支援金等課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.63を乗じて算定する。

(後期高齢者支援金等課税被保険者に係る被保険者均等割額)

き算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)

第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に100分の8.78を乗じて算定する。

2 条文略

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)

第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について45,800円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第6条 第2条第3項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.52を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第7条 第2条第3項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について16,000円とする。

(後期高齢者支援金等課税被保険者に係る所得割額)

第8条 第2条第4項の所得割額は、後期高齢者支援金等課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.91を乗じて算定する。

(後期高齢者支援金等課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第9条 第2条第4項の被保険者均等割額は、後期高齢者支援金等課税被保険者1人について11,600円とする。

第9条 第2条第4項の被保険者均等割額は、後期高齢者支援金等課税被保険者1人について14,800円とする。

(子ども・子育て支援納付金課税被保険者に係る所得割額)

第9条の2 第2条第5項の所得割額は、子ども・子育て支援納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の0.30を乗じて算定する。

(子ども・子育て支援納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第9条の3 第2条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1,800円とする。

(子ども・子育て支援納付金課税被保険者に係る18歳以上被保険者均等割額)

第9条の4 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について100円とする。

(国民健康保険税の減額)

第21条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が650,000円を超える場合には、650,000円）、同条第3項本文の介護納付金課税額からイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が170,000円を超える場合には、170,000円）及び同条第4項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が240,000円を超える場合には、240,000円）の合算額とする。

第21条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が660,000円を超える場合には、660,000円）、同条第3項本文の介護納付金課税額からイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が170,000円を超える場合には、170,000円）、同条第4項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が260,000円を超える場合には、260,000円）及び同条第5項の子ども・子育て支援納付金課税額からエに掲げる額を減

(1) 条文略

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について 25,900円

イ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 9,450円

ウ 後期高齢者支援金等課税被保険者に係る被保険者均等割額 後期高齢者支援金等課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 8,120円

(2) 条文略

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について 18,500円

イ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 6,750円

ウ 後期高齢者支援金等課税被保険者に係る被保険者均等割額 後期高齢者支援金等課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 5,800円

額して得た額の合算額とする。

(1) 条文略

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について 32,060円

イ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 11,200円

ウ 後期高齢者支援金等課税被保険者に係る被保険者均等割額 後期高齢者支援金等課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 10,360円

エ 子ども・子育て支援納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 子ども・子育て支援納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 1,260円

(2) 条文略

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について 22,900円

イ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 8,000円

ウ 後期高齢者支援金等課税被保険者に係る被保険者均等割額 後期高齢者支援金等課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 7,400円

2 条文略

(1) 条文略

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 5, 550円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 9, 250円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 14, 800円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 18, 500円

(3) 条文略

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 7, 400円

イ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 2, 700円

ウ 後期高齢者支援金等課税被保険者に係る被保険者均等割額 後期高齢者支援金等課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 2, 320円

エ 子ども・子育て支援納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 子ども・子育て支援納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 900円

(3) 条文略

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 9, 160円

イ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 3, 200円

ウ 後期高齢者支援金等課税被保険者に係る被保険者均等割額 後期高齢者支援金等課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 2, 960円

エ 子ども・子育て支援納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 子ども・子育て支援納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 360円

2 条文略

(1) 条文略

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 6, 870円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 11, 450円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 18, 320円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 22, 900円

3 条文略

ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1,740円

イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 2,900円

ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 4,640円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 5,800円

3 条文略

ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 2,220円

イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 3,700円

ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 5,920円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 7,400円

(3) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号エに規定する金額を減額した世帯 270円

イ 前項第2号エに規定する金額を減額した世帯 450円

ウ 前項第3号エに規定する金額を減額した世帯 720円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 900円

3 条文略

(1) 条文略

(6) 条文略

(7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第9条の2の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付

附 則

(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条の規定の

金課税額の被保険者均等割額　当該出産被保険者につき第9条の3の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乘じて得た額

附 則

(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の2及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の2及び第2

適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（）と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

（一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」

1条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（）と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

（一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の2及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」

と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、

所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の2及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、

譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の2及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の2及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第21条第1項において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（）と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第21条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

（特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当

10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の2及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第21条第1項において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（）と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第21条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

（特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当

等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第21条第1項において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（）と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第21条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

（条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）

12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税

等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の2及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第21条第1項において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（）と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第21条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

（条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）

12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の2及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得

法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

（条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条

税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

（条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の2及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条

約適用配当等の額の合計額（」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

（平成22年度以降の国民健康保険税の減免の特例）

14 当分の間、平成22年度以降の第23条第1項第3号の規定の適用については、同号中「該当する者（資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。）」とあるのは、「該当する者」とする。

項に規定する条約適用配当等の額の合計額（」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

（平成22年度以降の国民健康保険税の減免の特例）

14 当分の間、平成22年度以降の国民健康保険税（第2条第2項から第5項までの所得割額に限る。）に係る第23条第1項第3号の規定の適用については、同号中「該当する者（資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。）」とあるのは、「該当する者」とする。

第23号議案

草加市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

草加市下水道条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和8年2月18日提出

草加市長瀬戸百合子

提 案 理 由

災害その他非常の場合における排水設備等の工事を円滑に実施するため、工事施行者の制限を緩和する必要を認めた。

これがこの条例案を提出する理由である。

草加市下水道条例の一部を改正する条例

草加市下水道条例（昭和57年条例第34号）の一部を次のように改正する。

第8条の見出し中「指定」を「指定等」に改め、同条第1項中「（規則で定める軽微な工事を除く。）は」を「は、次に掲げる工事を除き」に改め、同項に次の各号を加える。

（1）規則で定める軽微な工事

（2）災害その他非常の場合において、市長が他の公共下水道管理者（法第4条第1項に規定する公共下水道管理者をいう。）の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときに、当該者が行う工事

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料

草加市下水道条例の一部を改正する条例の新旧対照表

旧	新
(指定排水設備工事店の <u>指定</u>) 第8条 排水設備等の新設等の工事 <u>(規則で定める軽微な工事を除く。)</u> は、市長の指定を受けた者（以下「指定排水設備工事店」という。）でなければ、行ってはならない。	(指定排水設備工事店の <u>指定等</u>) 第8条 排水設備等の新設等の工事は、次に掲げる工事を除き、市長の指定を受けた者（以下「指定排水設備工事店」という。）でなければ、行ってはならない。 (1) 規則で定める軽微な工事 (2) 災害その他非常の場合において、市長が他の公共下水道管理者（法第4条第1項に規定する公共下水道管理者をいう。）の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときに、当該者が行う工事
2 条文略 () 4 条文略	2 条文略 () 4 条文略

第24号議案

草加市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

草加市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和8年2月18日提出

草加市長　瀬戸　百合子

提 案 理 由

災害その他非常の場合における給水装置工事を円滑に実施するため、工事施行者の制限を緩和するとともに、条文の所要の整備を行う必要を認めた。
これがこの条例案を提出する理由である。

草加市水道事業給水条例の一部を改正する条例

草加市水道事業給水条例（昭和61年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「市長」を「あらかじめ市長」に改める。

第7条第1項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の水道事業者（法第3条第5項に規定する水道事業者をいう。以下この項において同じ。）又は他の水道事業者が法第16条の2第1項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。

第13条中「市長」を「あらかじめ市長」に改める。

第27条ただし書中「決定」を「認定」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料

草加市水道事業給水条例の一部を改正する条例の新旧対照表

旧	新
(新設等の申込み) <p>第5条 給水装置の新設、改造又は撤去（以下「給水装置の新設等」という。）をしようとする者は、<u>市長</u>に申し込み、その承認を受けなければならない。</p>	(新設等の申込み) <p>第5条 給水装置の新設、改造又は撤去（以下「給水装置の新設等」という。）をしようとする者は、<u>あらかじめ市長</u>に申し込み、その承認を受けなければならない。</p>
2 条文略 (工事の施行) <p>第7条 給水装置工事は、市長又は市長が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。</p>	2 条文略 (工事の施行) <p>第7条 給水装置工事は、市長又は市長が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。<u>ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の水道事業者（法第3条第5項に規定する水道事業者をいう。以下この項において同じ。）又は他の水道事業者が法第16条の2第1項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるとときは、この限りでない。</u></p>
2 条文略 (給水契約の申込み) <p>第13条 給水を受けようとする者は、<u>市長</u>に申し込み、その承認を受けなければならない。この場合において、期間を限って給水を受けようとする者は、あわせてその旨を申し出なければならない。</p>	2 条文略 (給水契約の申込み) <p>第13条 給水を受けようとする者は、<u>あらかじめ市長</u>に申し込み、その承認を受けなければならない。この場合において、期間を限って給水を受けようとする者は、あわせてその旨を申し出なければならない。</p>

(使用水量の計量)

第27条 使用水量の計量は、量水器により行う。ただし、量水器の故障その他の事情により計量することができないときは、市長が別に定めるところにより使用水量を決定する。

(使用水量の計量)

第27条 使用水量の計量は、量水器により行う。ただし、量水器の故障その他の事情により計量することができないときは、市長が別に定めるところにより使用水量を認定する。

第25号議案

教育委員会委員の任命につき同意を求めるについて

堀井章子氏を教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

住 所 東京都 [REDACTED]

氏 名 堀 井 章 子

生年月日 昭和 [REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日

令和8年2月18日提出

草加市長 濑 戸 百合子

提 案 理 由

令和8年3月31日をもって任期満了となる教育委員会委員の後任として、新たに教育委員会委員に堀井章子氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

これがこの議案を提出する理由である。

参 考 資 料

経 歴

住 所 東京都 [REDACTED]

氏 名 堀 井 章 子

生年月日 昭和 [REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日 ([REDACTED] 歳)

学 歴 平成 7 年 3 月 明治大学政治経済学部経済学科卒業

職 歴 等 平成 11 年 5 月 キャンベルジャパン株式会社入社

平成 12 年 7 月 同社退社

平成 14 年 5 月 株式会社タスコシステム入社

平成 15 年 3 月 同社退社

平成 15 年 4 月 学校法人堀井学園入職

同学園横浜国際女学院翠陵中学・高等学校（現 横浜翠陵中学・高等学校）教諭に就任

平成 19 年 3 月 同教諭退任

平成 19 年 4 月 同学園横浜創英中学・高等学校校長補佐（兼）法人事務局次長に就任

同学園評議員に就任

平成 27 年 12 月 同学園法人事務局次長を退任

平成 28 年 1 月 同学園総合企画室室長に就任

平成 28 年 3 月 同学園横浜創英中学・高等学校校長補佐を退任

平成 28 年 5 月 同学園理事に就任、現在に至る。

平成 31 年 4 月 同学園副理事長に就任

令和 元年 11 月 特定非営利活動法人寺子屋プロジェクト理事に就任、現在に至る。

令和 3 年 10 月 学校法人堀井学園副理事長を退任

同学園総合企画室室長を退任

令和 4 年 4 月 一般財団法人白馬インターナショナルスクール理事に就任、現在に至る。

令和 5年 4月 長野県特色ある県立高校づくり懇談会委員に就任

令和 6年 3月 同委員退任

令和 6年 4月 学校法人白馬インターナショナルスクール理事に就任、
現在に至る。

令和 7年 6月 学校法人堀井学園評議員を退任
学校法人大阪夕陽丘学園評議員に就任、現在に至る。

令和 7年 9月 学校法人聖書学園評議員に就任、現在に至る。

令和 8 年

草加市議会 2 月 定例会 謩問

草 加 市

諮詢問目次

諮詢第1号 手数料の徴収に関する処分についての審査請求に係る諮詢について… 1

諮問第1号

手数料の徴収に関する処分についての審査請求に係る諮問について

次のとおり手数料の徴収に関する処分についての審査請求に対する裁決をするため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第229条第2項の規定により議会に諮問する。

1 審査請求に係る処分の概要

(1) 処分をした行政庁（処分庁）

草加市長

(2) 処分の名宛人

██████████

(3) 処分の概要

本件処分は、市外在住の審査請求人からの令和6年度に実施した「固定資産税評価システム業務委託」で得た「画地評価基図データ（令和7年1月1日現在の現況地番図）」に係る公文書公開請求に対し、草加市情報公開条例（平成12年条例第30号。以下「情報公開条例」という。）第11条第1項の規定に基づき、通常の方法により印字装置を用いて出力した場合に156面分となる公文書の公開決定処分をしたことにより、情報公開条例第16条第1項に基づく公開請求手数料400円及び公開実施手数料6,240円の賦課決定処分を行ったものである。

2 審査請求の概要

(1) 審査請求年月日

令和7年7月25日

(2) 審査請求人

██████████

(3) 審査請求の趣旨

処分庁が令和7年7月14日に行った公文書公開決定に係る手数料の徴収に関する処分のうち、公開実施手数料6,240円の納付を命じた部分を取り消す、との裁決を求める。

(4) 審査請求の理由

情報公開制度は、国民の「知る権利」を保障し、行政の透明性を確保することを目的とするものであり、国が定める行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「情報公開法」という。）第16条では、手数料は「実費の範囲内」で「できる限り利用しやすい額」とするよう定めているところ、本件処分における公開実施手数料6,240円は、本件データをCD-Rに複製する際の実費とは到底いえない。これは「1面40円×156面」という、情報の量に応じた算出方法に起因するものであるが、このような高額な手数料は、国民が情報にアクセスすることを経済的に困難にし、情報公開制度が保障する「知る権利」を実質的に侵害するものであって、制度の趣旨を著しく逸脱した違法な処分である。

3 参加人等

なし

4 審理員意見書の結論

本件審査請求には理由がないことから、棄却されるべきである。

5 裁決の概要

(1) 裁決の趣旨

本件審査請求を棄却する。

(2) 裁決の理由

ア 情報公開条例第16条及び別表について、立法政策の問題として、地方公共団体に認められた裁量権の範囲内といえるような合理性を有する規定であるならば、裁量権の逸脱又は濫用にはならず、憲法第21条には反しないものと解される。したがって、これらの規定が裁量権の範囲内といえるような合理性を有するものである限り、「地方公共団体の自律性」の観点からしても、裁量権の逸脱又は濫用とはならず、それに基づく手数料賦課決定処分（本件処分）も違法又は不当とは認められない。

イ 情報公開条例第16条及び別表において1面につき40円とした経緯は、公文書の公開を実施するという一連の作業を、対象文書が100枚の情報公開請求で測定したところ、2時間半を要したため、条例制定当時の1時間当たりの人工費1,957円を基に、1枚当たりの単価を算出すると48円となった。そこから、端数を切り捨てて1面40円と設定したものである。この設定は、実際に要する作業時間を測定した上で、1時間当たりの人工費から、対象文書1枚当たりの単価を算出し

たものであり、その算出過程は合理的であるから、「実費」に人件費も含むとした情報公開法第16条の趣旨に反するものではない。しかも、実際は単価48円のところを端数切捨てで計算し、利用者の負担にも配慮したものとなっており、「できる限り利用しやすい額とするよう配慮しなければならない。」という情報公開法第16条第2項の趣旨にも沿ったものとなっている。したがって、情報公開条例第16条及び別表の規定は、地方公共団体に認められた裁量権の範囲内の合理性を有するものであって、その規定につき、裁量権の逸脱又は濫用は認められない。それゆえ、それを基になされた本件処分についても、違法又は不当な点はない。

ウ このほか、審査請求人は国のオープンデータ基本指針に整合しない旨主張し、他の地方公共団体の例を挙げるなどしているが、いずれもその結論を左右するものではない。

エ 以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求には理由がないことから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

令和8年2月18日提出

草加市長 濑 戸 百合子

提 案 理 由

手数料の徴収に関する処分についての審査請求を棄却するため、地方自治法第229条第2項の規定により議会に諮問する。

これが議会に諮問をする理由である。

令和8年

草加市議会2月定例会報告

草 加 市

報 告 目 次

第 1 号報告	令和 8 年度草加市土地開発公社事業計画書及び予算書の提出について…	1
第 2 号報告	令和 8 年度公益財団法人草加市スポーツ協会事業計画書の提出について…	3
第 3 号報告	令和 8 年度公益財団法人草加市文化協会事業計画書の提出について…	5

第1号報告

令和8年度草加市土地開発公社事業計画書及び予算書の提出について

令和8年度草加市土地開発公社事業計画書及び予算書について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、次のとおり提出する。

令和8年度草加市土地開発公社事業計画書及び予算書 別添

令和8年2月18日提出

草加市長 濑 戸 百合子

第2号報告

令和8年度公益財団法人草加市スポーツ協会事業計画書の提出について

令和8年度公益財団法人草加市スポーツ協会事業計画書について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、次のとおり提出する。

令和8年度公益財団法人草加市スポーツ協会事業計画書 別添

令和8年2月18日提出

草加市長 濱戸百合子

第3号報告

令和8年度公益財団法人草加市文化協会事業計画書の提出について

令和8年度公益財団法人草加市文化協会事業計画書について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、次のとおり提出する。

令和8年度公益財団法人草加市文化協会事業計画書 別添

令和8年2月18日提出

草加市長 瀬戸百合子